

難聴児支援のための中核的機能 (難聴児支援センター) の整備について

難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針等①

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月厚生労働省）（抜粋）

2. 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策

(1) 基本的な取組

- 難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で顔が見える協議の場を提供するなど、**難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保**を行うこと。新生児聴覚検査の結果、リファア（要再検をいう。以下同じ。）となった子とその家族等に対する精密検査機関の紹介や、支援に関する課題の共有により、関係者の共通認識の形成や、支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ること。

(2) 地域の実情に応じた取組

- ① 新生児聴覚検査体制の整備：リファアと判定された子の追跡調査、受検率の向上 など
- ② 地域における支援：協議会の設置、多様な関係者の参画、
- ③ 家族等に対する支援：情報提供、相談対応（※）、交流の機会確保・周囲の理解促進
＜相談対応＞

家族からの相談等に対応して、多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、どの時期においても中立的な立場での**相談対応や難聴児の発達に関する知見をもって、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行うこと。**

- ④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組：支援の専門性向上
- ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組：軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援、就学に当たっての意向の尊重

難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針等②

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号、令和8年一部改正）（抄）

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育、当事者等を含む関係機関等との連携は極めて重要であり、都道府県、又は必要に応じて指定都市においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

四 障害児支援の提供体制の整備等

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会が令和4年2月25日にとりまとめた、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針等③

聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱

(令和6年3月29日付けこ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙) (抄)

3 事業の内容

聴覚障害児の支援体制を強化するため、聴覚障害児支援に関する業務の経験を有し、一定程度の知識と技量を有する職員（言語聴覚士等）をコーディネーターとして確保し、次の（１）～（５）の事業をすべて実施する。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

地域において、聴覚障害児の支援に携わる医療・保健・福祉・教育等の各分野の関係機関と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。

協議会においては、聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関等の連絡調整等を通して、スクリーニング検査から診断、治療、療育に至る全体の流れと、関係機関の連携による支援の必要性について、全ての関係機関が認識を共有し、聴覚障害児とその家族が直面する課題及びその対応策・支援体制の充実の検討を行うこと。

協議会の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第89条の3における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。なお、設置にあたっては、当事者団体等の参画を求めることが望ましい。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、**関係機関等の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める**ほか、児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）との連携を強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

なお、聴覚障害児とその家族に対しては、ライフステージに応じた継続的な支援が必要となることから、こどもの成長過程の段階ごとに必要となる支援の内容について、支援を提供する機関の情報を関係機関で共有し、効果的な支援を行うための連携体制の整備・構築を進めること。

(3) 家族支援の実施

保護者等に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

実施にあたっては、こどもとその家族の利便性を考慮した場所に**相談窓口を設置**することや、聴覚障害児の通う地域の**保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への訪問、web での相談対応の実施**など、聴覚障害児支援に関する相談に対応する体制を整備し、保護者が正しい理解を得るための適切な情報提供や、必要な支援につなげる仕組みを構築する。

例えば、以下のようなことが想定される。

(家族等への相談対応)

- ・家族等からの相談等に対応して、多様性の観点に留意しつつ、言語・コミュニケーション手段の選択肢を限定することなく、複数の支援方法の選択肢を提示し、聴覚障害児の発達に関する知見をもって、保護者の想いに寄り添いながら精神面のサポートも含めた相談援助を行う。

(聴覚障害児や家族等の交流の機会確保等)

- ・聴覚障害児やきょうだいを含めた家族同士が交流する場、ロールモデルとの交流の場の提供
- ・聴覚障害児や保護者同士が支え合うことのできるピアサポート環境の整備
- ・保護者講座の開催（聴覚障害に対する理解と受容をはじめ、こどものこれからの育ちに見通しが持てるよう、成人聴覚障害者等からの経験談を学ぶ場を提供するなどの子育て支援の取組など）

(家族等への情報提供)

- ・聴覚障害児支援に関する相談に対応する相談窓口の周知
- ・ポータルサイトを開設し、難聴児とその家族が必要な情報を得られる環境を整備
- ・きこえの状態に応じた適切な機器の活用及び支援に関する情報提供
- ・保護者向け手引きの作成
- ・保護者講座の場における、乳幼児等とその保護者等に対する手話習得支援を行う専門人材を派遣する取組や、手話を含めたコミュニケーション手段の種類についての情報提供

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等を訪問し、聴覚障害児支援に携わる支援者に対し、こどものきこえの状態に応じたコミュニケーション支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

また、地域の公民館など、身近な地域を定期的に訪問するほか、必要に応じて家庭等への訪問を行うことも考えられる。

例えば、以下のようなことが想定される。

- ・ 保育所や幼稚園等における支援については、インクルージョンの観点を考慮しながら、対象児の集団活動の様子を観察し、きこえとコミュニケーション、行動について説明し、集団活動時の配慮も含め助言・援助を行うこと。
- ・ 障害児通所支援事業所における支援については、難聴児を受け入れる際の支援スキルの獲得等助言・援助を行うこと。
- ・ 学校における支援については、支援学級に在籍する聴覚障害児の通常学級への転籍を検討するため、言語聴覚士が学校を訪問し、各関係者と今後の必要な配慮について話し合う場を設けること。
- ・ 家庭等における支援については、新生児聴覚スクリーニング検査で、所要の支援が必要と判断された保護者とこども等からの相談を受け、専門的カウンセリングなどの相談支援

(5) 聴覚障害児に関する研修・啓発

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の障害特性を理解し、その支援方法についてより高い専門性を獲得することで聴覚障害児支援の質の向上に資することを目的とした研修会を開催する。研修の内容は、平成 30 年度厚生労働科学研究「聴覚障害児支援のための研修プログラム・テキスト開発のための研究」におけるカリキュラム等を参考に、実施主体が定めるものとする。実施にあたっては、効率化を図る観点からオンライン等の活用も検討されたい。

また、広く地域住民を対象とした講座の開催等、聴覚障害に対する理解促進や啓発につながる取組を実施する。

5 経費の補助

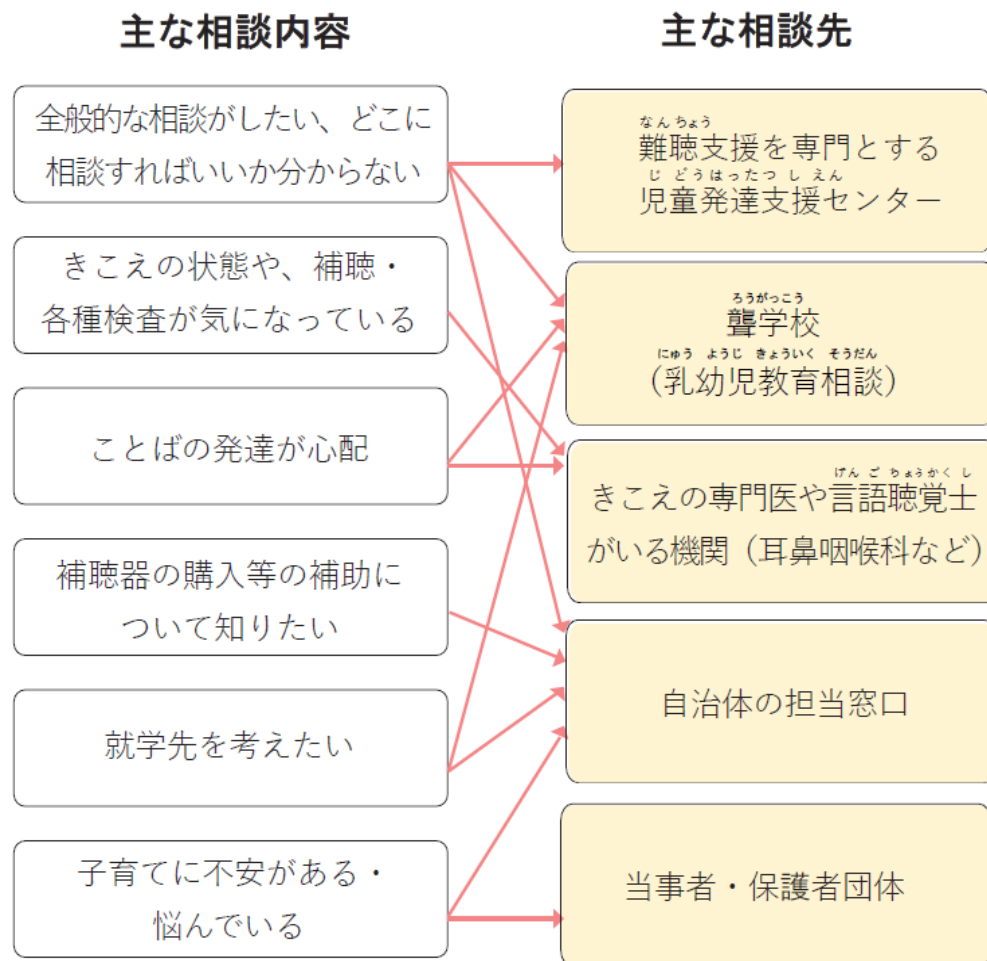
国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(注追記) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱において、「基準額17,000千円、補助率1/2」とされている。

現状の本県における相談体制等

愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」（概要版）

より抜粋



- ・ 検査結果・治療・療育・教育など、それぞれの不安や悩みごとについて、それぞれの分野の専門機関・行政機関等において対応が行われている
- ・ 当課では、本協議会の御意見を伺いながら、難聴児の家族等に必要と考えられる情報をとりまとめた手引き「愛知県版 お子さんのきこえのハンドブック」を令和7年度に作成・公開
（※厚生労働省補助事業において作成されたハンドブックに基づき、愛知県において新たに作成）

難聴児支援に係る関係機関一覧

愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」により周知

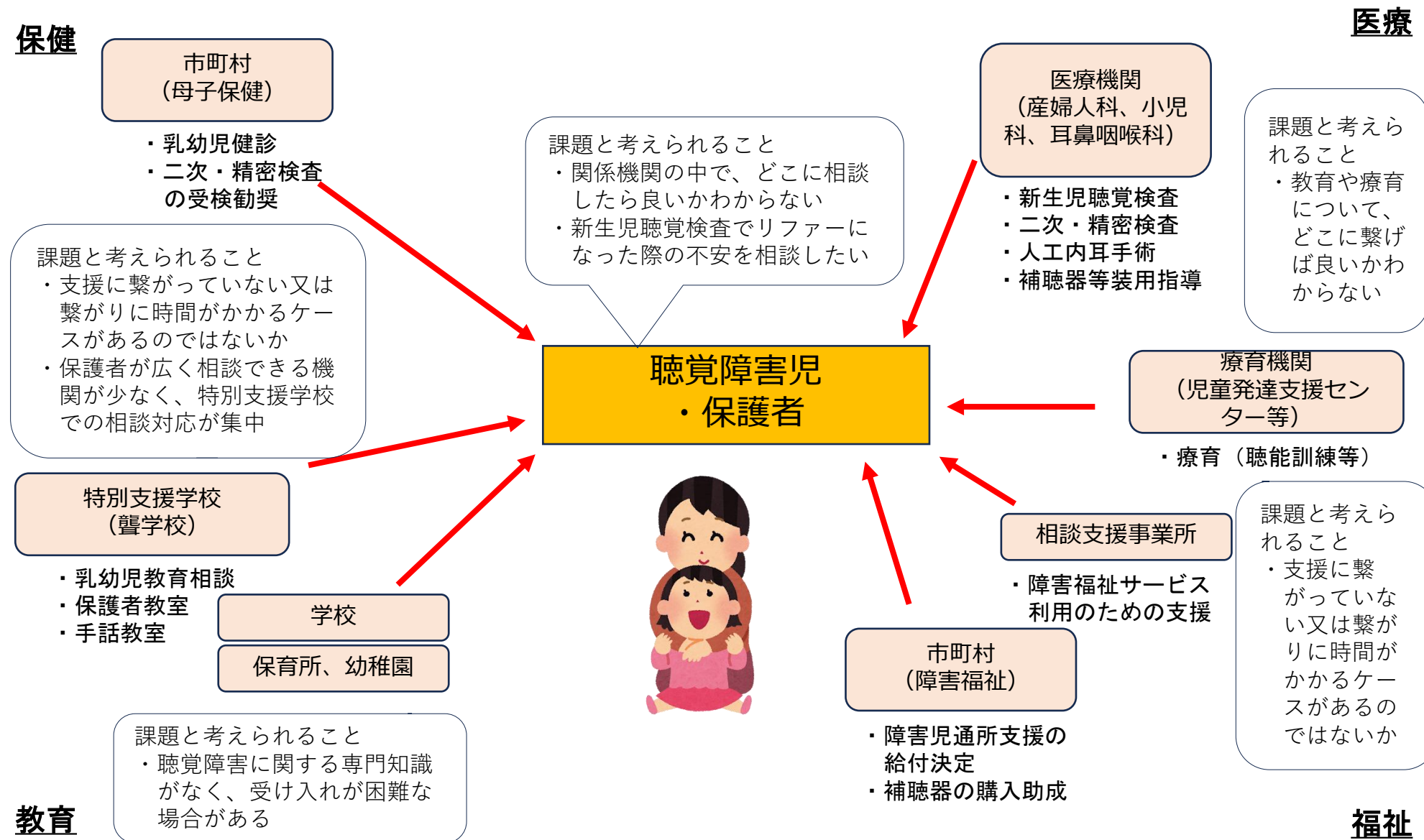
- ・以下関係機関の名称・住所・電話番号について、県公式ホームページで公開するハンドブックに掲載するとともに、適宜情報更新

県内市町村（母子保健及び障害福祉）、二次聴力検査機関、精密聴力検査機関、聾学校、児童発達支援センター、当事者団体及びその他機関

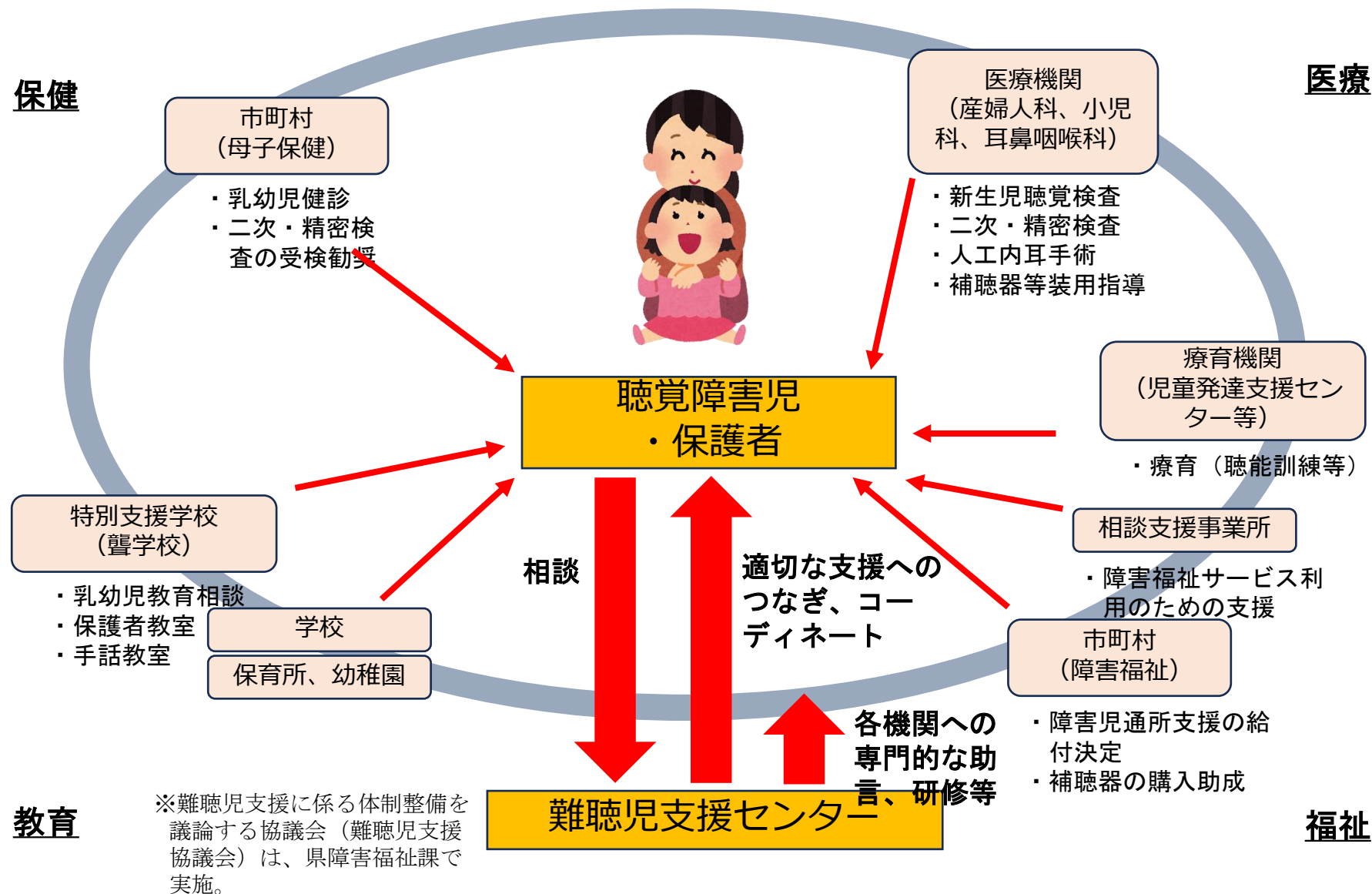
愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」⇒
QRコード



中核的機能が整備される前の支援体制（イメージ図）



中核的機能が整備され、さらなる連携が進んだ後の支援体制 (イメージ図)



他県の主な中核的機能の整備（センター設置等）状況①

- ・令和7年5月本課実施の実態調査において、難聴児支援の中核的機能を有する拠点を整備していると回答した自治体は14か所であり、その形態は地域の実情に応じてさまざま

＜主な整備例（各県HP等公表情報に基づき、当課で整理）＞

	自治体名	センター名称 または事業名称	設置先
医療機関等への設置	長野県	長野県難聴児支援センター	信州大学医学部附属病院
	岐阜県	岐阜県難聴児支援センター	岐阜大学医学部附属病院
	静岡県	静岡県乳幼児聴覚支援センター	静岡県立総合病院 きこえとこぼとのセンター
	福岡県	福岡県乳幼児聴覚支援センター ※別途、ろう学校を拠点とした家族支援事業実施	公益財団法人福岡県メディカルセンター
療育機関等への設置	富山県	富山県難聴児支援センター	富山県リハビリテーション病院 こども支援センター
	岡山県	岡山県聴覚障害児支援センター	児童発達支援センター 岡山かなりや学園
その他関係団体への設置	神奈川県	神奈川県聴覚障がい児支援中核機能事業	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
	兵庫県	兵庫県こどもの聞こえ相談センター	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

他県の主な中核的機能の整備（センター設置等）状況②

設置手法による特徴等

- いわゆる「難聴児支援センター」として中核的機能を整備するにあたっては、いかなる主体に設置（委託等）する場合でも、さまざまな関係機関との連携が行われている。
- そのうえで、主な設置手法としては、医療機関等への設置、療育機関への設置、当事者団体を含む関係団体への設置といった形態が採られている。
- 主に、医療機関等型、療育機関型を取り上げると、概ね以下の強みがあるものと考えられる。

医療機関等型：最新の医学的知見・技術を踏まえた支援を行うことができる。
保護者からのニーズが高い「医療に関する相談」に的確に対応できる。
検査・診断結果をもとに、適切な機関での早期療育に繋げることができる。

療育機関型：センターにて直接、療育面を重視した支援が可能となる。
家族との継続的な関係構築による対応が図りやすい。

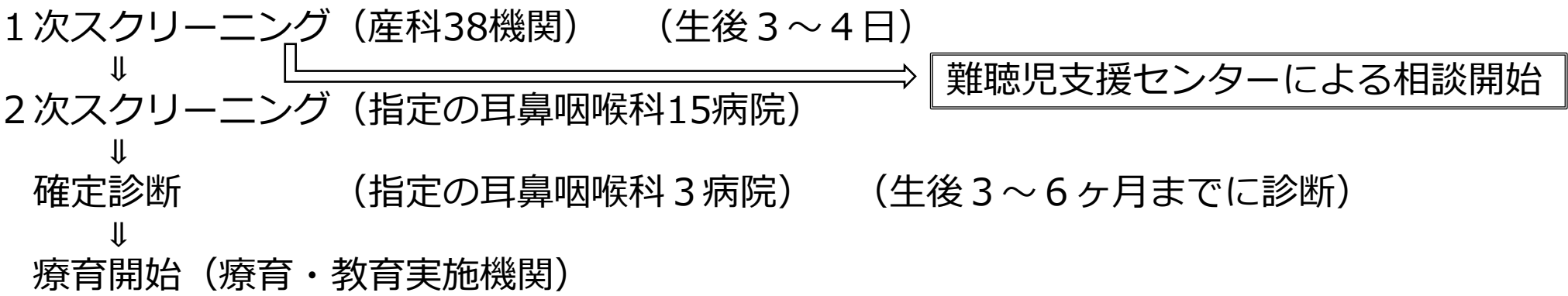
他県視察報告（長野県における取組）①

センター概要

長野県難聴児支援センター	
設置年月	平成19年6月
設置場所	松本市旭2-11-30（松本旭町庁舎2階）
設置者	長野県(疾病感染症対策課)
委託先	信州大学医学部附属病院
人員体制	・センター長（信州大学医学部附属病院耳鼻咽喉科頭頸部外科教授） ・耳鼻科医師 ・言語聴覚士 ・療育支援員 ・事務員

他県視察報告（長野県における取組）②

新生児聴覚検査の流れ



事業概要

種 別	事業内容
個別支援	来所・電話・訪問等による各種相談、医療機関への受診付き添い、療育プログラムの相談
関係機関との連携	子どもに応じた支援体制づくり、療育チームの連絡会議、出張相談による関係者支援一
資質向上・普及啓発	保護者学習会、研修会の開催、情報提供
県内難聴児の把握	新スク検査実施状況の把握、医療機関との連携

他県視察報告（長野県における取組）③

主な事業実施状況（令和6年度実績）

	相談方法別	相談内容別	相談主体別
相談実績 年間2,014件	電話 771件 訪問 561件 付添受診 394件	医療 889件 療育 734件 教育 341件 補聴 44件	保護者 649件 医療機関 405件 市町村等 185件 幼稚園・保育園等・療育 213件 小中学校 149件 ろう学校 375件
	その他、メール、来所等	その他	その他

- 幼稚園・保育園・小中学校への訪問相談：65件
- 関係機関での研修会・学習会：7回
- ファミリーセミナー：3回（3回シリーズ×1クール）

他県視察報告（福岡県における取組）①

センター概要

（※新生児聴覚検査体制の整備を主とするセンター）

福岡県乳幼児聴覚支援センター	
設置年月	令和3年1月
設置場所	福岡市博多区博多駅南2-9-30
設置者	福岡県(子育て支援課)
委託先	公益財団法人福岡県メディカルセンター
人員体制	・ 言語聴覚士 2名 ・ メディカルセンター事務局の事務員兼任

他県視察報告（福岡県における取組）②

家族支援に係る事業概要

（※センターとは別事業として実施するもので、家族支援を主に担う事業）

福岡県聴覚障がい児支援中核機能強化事業	
設置拠点	県内4校の（聴覚）特別支援学校 （小倉聴覚特別支援学校・福岡聴覚特別支援学校・直方特別支援学校・久留米聴覚特別支援学校）
実施者	福岡県（障がい福祉課）
人員体制	※4地区に実行委員会を設置 以下 ・委員長（（聴覚）特別支援学校長） ・県乳幼児聴覚支援センター ・聴覚障害者協会 ・九州大学病院医師（耳鼻咽喉科） ・特別支援学校PTA 等

他県視察報告（福岡県における取組）③

主な事業概要

乳幼児聴覚支援センター	聴覚障がい児支援中核機能強化事業
○支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ ・産科医療機関や精密検査機関等からの検査や受診情報を受理し、市町村へ提供 ・療育機関から来所児の療育方針に係る情報を受理し、市町村へ提供 ○相談支援 ・こどもの聞こえに不安を持つ保護者等、市町村・医療機関・療育機関等からの相談対応 ○産科医療機関・NICU等における検査の精度管理 ○検査担当者等を対象とした研修会の開催	○関係機関との連携 ・情報交換、啓発リーフレットの作成 ○家族支援 ・親子手話教室、聴覚障がいに関する保護者教室 ・個別支援、家庭訪問支援 ○巡回支援 ・聴覚障がい児の通う幼稚園、保育所、学校等を訪問 ○研修会開催 ・医療・保健・福祉・教育の関係者に対する研修

他県視察報告（福岡県における取組）④

主な事業実施状況

【乳幼児聴覚支援センター】※令和6年度実績

- 当事者やその家族等から、計967件の相談に対応
- 医療関係者、行政機関等を対象として、新生児聴覚検査に関する研修会を実施
- その他、関係機関との連携会議等を実施

【聴覚障がい児支援中核機能強化事業】※令和7年度実績

- 地域の保育園、幼稚園及び障がい児通所支援事業所等に対し、4地区で計41回の巡回支援
- 親子手話教室、聴覚障がいへの理解促進講演会、支援者研修会を実施

難聴児支援のための中核的機能（難聴児支援センター）に係る前回協議会（令和8年2月）でのご意見

<主な意見抜粋（一部要約）>

- ・医療機関に設置する場合に、国（実施要綱）が求める全ての機能を担うことは実質的に難しいのではないかと。
- ・愛知県に近い人口や病院数の県を参考にするなどして、あり方を検討していったらどうか。
- ・医療としての診断が切れ目なく行えているかという部分もとても大事。スクリーニング検査後の医療機関との繋がり、診断の内容など、モニタリングとトラッキングができるセンターが望ましい。
- ・センターの設置にあたっては、これまで培ってきた聾学校の乳幼児教育相談でのノウハウを何かしら巻き込む、連携することは絶対に必要と考える。
- ・療育の部分は聾学校の乳幼児教育相談のところで十分できると思う。ただ、聴覚の部分で相談内容が多くあり、センターでは、言語聴覚士を含めた人員体制を構築してほしい。
- ・乳幼児教育相談は人員が足りていない。センターとして、相談をまず最初に受けるというところは早急にやってほしい。
- ・生まれてから切れ目のない支援というところで、どのように仕事に就いていくかという悩みを持たれている保護者も多い。就職という部分も含めた相談対応ができるとよい。
- ・既存のスキームを活用することはとても大事である。ただ、各機能をそのまま分散させておくのではなく、最初のワンストップを作ることが大事。
- ・他県のやり方、医療だけではなく福祉サイドも含め、センターの役割を担えるところを幅広く検討してほしい。

以上を踏まえた今後の進め方①

- これまで、協議会においてご意見をいただきながら、センターを設置する場合に持たせるべき機能の整理を行いつつ、設置候補先の検討を行ってきたところ。
- 前回協議会でのご意見を踏まえ、現場視察も含め他自治体の取組を精査し、改めて本県における中核的機能の整備のあり方について検討を行った結果として、当課としての考え方をお示しする。

当課の方針

本県における社会資源の状況、人口規模なども踏まえ、診断から支援への早期の繋ぎが期待でき、ニーズの高い医療分野に係る相談対応等に強みを持てる、「医療型のセンターの設置を検討すること」を第一優先とし、具体的な設置候補先の検討等を進める。

なお、具体的なセンターの事業内容は、設置可能な候補先が持つノウハウの特色や対応可能な人員体制等により変わってくるものと思われるが、以下の原則を満たす必要があると考える。

- ・ 医療面に比重を置く相談等対応を基本としつつも、保健・医療・福祉・教育、全ての分野との適切な連携のもと、総合相談窓口としての役割を果たすとともに、支援者支援を実施すること。

以上を踏まえた今後の進め方②

検討等スケジュールについて

- 国は、令和8年3月31日に改正告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施実施を確保するための基本的な指針」において、難聴児支援に係る以下2点を都道府県に示している。
 - ① 難聴児支援の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること
 - ② 令和11年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めること
- 当課としては、別途、今年度見直し作業を行っている県障害福祉計画（次の議題で概要説明）を難聴児の支援に係る計画としても位置付けるとともに、当該計画へ令和11年度末までに中核的機能を確保していくことを改めて書き込んでいく。
- そのうえで、可能な限り早期に、中核的機能の整備（センター設置候補先確保）の目途を付けることができるよう検討・調整を進める。